

詳細条件審査型一般競争入札（総合評価方式）の実施に係る掲示

標記について、参加を希望する者は、以下により競争参加資格確認申請書等を提出されたく掲示する。

- 1 掲 示 日 平成27年5月13日（水）
- 2 掲示責任者 独立行政法人都市再生機構 岩手震災復興支援本部
本部長 森本 剛
- 3 担当支社等 〒020-0021
岩手県盛岡市中央通一丁目7番25号（朝日生命盛岡中央通ビル8階）
独立行政法人都市再生機構 岩手震災復興支援本部

4 工事概要

- (1) 工 事 名 大槌町町方地区（御社地）災害公営住宅建設工事
- (2) 工事場所 岩手県上閉伊郡大槌町末広町二丁目
- (3) 工事内容 共同住宅鉄筋コンクリート造1棟5階建23戸
- (4) 工 期 次のとおり予定している。
平成27年11月から平成29年3月まで

(5) 工事の実施形態

- ① 本工事は、競争参加資格確認申請書（以下、「申請書」という。）の受付の際に、競争参加資格確認資料並びに「企業の技術力」等に関する資料（以下、「資料」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の工事である。
- ② 本工事は、申請書及び資料の提出と同時に単価見積書を受け付け、ヒアリングを通じて妥当性が確認できた単価見積書を予定価格に反映させることができる、見積もりの提出を求める方式の試行工事である。
なお、本工事は、単価見積書の事後確認のため、実績価格調査票（後日契約業者に提示します。）を工事契約後速やかに提出すること。また、入札時には工事費内訳書を提出すること。
- ③ 本工事は、当機構と別途「設計・施工に関する覚書」を交換し、別冊設計条件書に記載する建物工事に係る実施設計図書を作成する。実施設計図書が完成したときは、「設計・施工に関する覚書」に基づき、工事請負契約を締結する。
- ④ 本工事は、大槌町において平成27年7月までに開会される議会において本工事が承認されることを停止条件とする。議会において承認されない等、当機構の責めに帰することができない事由により、契約を締結できない場合は、当機構は、これによって生じた損害を賠償する責任を負わないものとする。
- ⑤ 本工事においては、申請書の提出（ただし、資料及び単価見積書の提出は持参によるものとする。）及び入札等を電子入札システムにより行う。
なお、発注者の承諾を得ることにより紙入札方式に代えることができる。

5 競争参加資格

次の(1)から(16)

)に掲げる条件をすべて満たしている者又は(16)の構成基準により結成された特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であり、かつ、(17)に掲げる競争参加資格の確認の手続きにより4に示す工事（以下「本工事」という。）に係る共同企業体としての競争参加資格（以下「共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者であること。

- (1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。
- (2) 当機構東日本地区における平成27・28年度の一般競争参加資格について、建築工事A等級またはB等級の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当機構が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査により建築工事A等級またはB等級の再認定を受けていること。）。ただし、共同申し込みの場合、代表者がA等級の場合は、代表者以外の構成員においては建築工事AからC等級の

認定とし、代表者がB等級の場合は、代表者以外の構成員においては建築工事B又はC等級の認定とする。

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 申請書、資料及び単価見積書の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
- (5) 工事請負契約の履行に当たって不誠実な行為があり、工事請負業者として不適当であると認められる者でないこと。なお、不誠実な行為とは、当機構発注工事において、重大な瑕疵が認められるにもかかわらず、瑕疵の存在自体を否定する等の行為をいう。
- (6) 岩手震災復興支援本部、宮城・福島震災復興支援本部及び東日本賃貸住宅本部発注の工事成績について、申請書、資料及び単価見積書の提出期限日前1年以内の期間において60点未満のものがないこと。
- (7) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと（詳細は、当機構ホームページの「入札・契約情報」→「入札心得、契約関係規定」→「入札関連様式及び標準契約書等」→「標準契約書等について」→「別紙 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照。）。
- (9) 総合評価に係る項目が、不備なく適正に記載されていること。
- (10) 地理的条件については、次の要件を満たす者であること。

岩手県又は宮城県内に建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく建設業の許可を受けて本店、支店又は営業所を設置していること。
- (11) 発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が5年以上あること。
- (12) 次の①又は②に掲げる条件を満たすこと。
 - ① 単独申込みの場合は、次のイ及びロに掲げる条件を満たすこと。
 - イ 施工実績
平成12年度から揭示日の前日までの期間に元請として完成後引渡しを済ませた同種工事※の施工実績を有すること（共同企業体としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
※ 同種工事とは、「RC造又はSRC造12戸以上の共同住宅（3階建以上）」又は「RC造又はSRC造の老人ホーム、グループホーム等の居住のための空間を持つ高齢者施設（960㎡以上かつ3階建以上）」のいずれかの建設工事をいう。
 - ロ 設計実績
以下aからcの条件を満たすこと又は以下aからdの条件を満たす者に実施設計を行わせることができること（設計共同体としての設計実績は、代表者のものに限る。）。
なお、以下aからdの条件を満たす者に実施設計を行わせる場合、当該者は申込者の一員とし、共同企業体の一員とはしない。
 - a 一級建築士事務所登録のある者。
 - b RC造又はSRC造の共同住宅（3階建以上）の設計が完了した実績を有する者。
 - c 今回工事において、構造上主要な部分（柱、梁又は耐震壁）にプレキャストコンクリート部材を使用する場合、構造上主要な部分にプレキャスト部材を使ったRC造又はSRC造の建築物（3階建以上）の設計が完了した実績を有する者。
 - d 当機構東日本地区における平成27・28年度「建築設計」に係る一般競争参加資格の認定を受けている者。
 - ② 共同申込みの場合は、次のイ及びロに掲げる条件を満たすこと。
 - イ 施工実績

- a 共同企業体の代表者は①イの実績を有すること。
 - b 共同企業体の代表者以外の構成員については、平成12年度から掲示日の前日までの期間に、元請として完成後引渡しを済ませたRC造又はSRC造建築物の施工実績を有すること（共同企業体としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
 - ロ 設計実績
 - 構成員のうちの1者が①ロ a からcを満たすこと。又は実施設計を行う者が①ロを満たすこと。
- (13) 次に掲げる基準を全て満たす主任技術者又は監理技術者（監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。）を本工事に専任※で配置できること。（共同申込みの場合は、共同企業体の全ての構成員が配置できること。）
- ※対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10キロ程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、同一の専任の主任技術者（監理技術者においては、緩和要件なし。）がこれらの建設工事を（原則として2件程度）を管理することができる事とする。
- ・「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」（平26.2.3国交省）
- ① 一級建築士又は1級建築施工管理技士の資格を有する者若しくはこれらと同等以上の能力を有する者として国土交通大臣が認定した者であること（共同申込みの代表者以外の構成員においては、二級建築士又は2級施工管理技士の有資格者でよい。）。
 - ② 平成12年度から掲示日の前日までの期間に、単独申込み及び共同申込みの代表者にあつては(12)①イに掲げる工事について、①の有資格者としての経験を有する者（共同申込みの場合で代表者以外の構成員においては、工事实績は問わない。）であること。ただし、次のa及びbに掲げる基準を全て満たさない場合は、同種の工事の経験とはみなさない。
 - a 同種工事の着工時点で①の資格を有していること。
 - b 対象建築物の工事着工（現場施工に着手する日）から竣工（建築主事等による完了検査の日）までの全ての期間に従事していること。
 - ③ 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
 - なお、恒常的雇用関係とは申請書、資料及び単価見積書の提出日に雇用関係があることをいう。
- (14) 施工体制に関し、次の要件を備えていること。
- ① 会社としての「かし処理体制」が整備されていること。
 - ② 施工に当って、会社の施工部門と品質管理部門（監理技術者の資格を有する者が担当すること。）がそれぞれ独立した体制を取ることができること。
 - ③ 構造上主要な部分（柱、梁または耐震壁）にプレキャストコンクリート部材を使用する場合は、（一社）プレハブ建築協会の「PC部材品質認定規程」に基づき、認定を受けた工場で製造されたものとする。
- (15) 住宅建物に係る設計計画が適正であること。
- (16) 次に定めるいずれかの届出の義務があり、当該義務を履行していない建設業者でないこと。
- ①健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - ②厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
 - ③雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
- (17) 共同企業体の構成基準
- 共同企業体の構成は、(1)から(16)をすべて満たす者で構成され、かつ、次の①により構成しなければならない。また、共同企業体の構成員数は2者とする。各構成員の出資比率は30%以上とし、代表者の出資比率は構成員中最大でなければならない。
- (18) 共同企業体としての資格の認定申請等
- ① 認定申請
 - 本工事の競争入札に参加を希望する共同企業体は、申請書、資料及び単価見積書

の提出に先立ち、当機構指定様式（入札説明書に添付の J V 様式 1 ～ 3）による「共同請負入札参加資格審査申請書」、「特定建設工事共同企業体協定書」及び「委任状」等を提出し、当機構が示した事項について審査を受け、競争参加資格を有する者として認定を受けなければならない。（事前にシステム上の登録が必要なため、資料提出期限日の一週間前（平成27年6月8日（月）午後5時必着）までに当機構指定様式（入札説明書に添付の J V 様式 1 ～ 3）を持参又は書留郵便による郵送にて10（1）まで提出すること。

なお、提出方法及び提出日時について提出日の前日までに10（1）に電話連絡をすること。

なお、8（2）の提出期間内に申請書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本工事の競争入札に参加することができない。（入札説明書 J V 様式 2）第 4 条による。

② 認定資格の有効期限

認定日から本工事が完成する日までとする。ただし、落札者以外の者にあつては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

6 設計業務等の受託者等

(1) 5（7）の「本工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

① 株式会社 市浦ハウジング&プランニング

(2) 5（7）の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の①又は②に該当するものである。

① 当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている建設業者

② 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

7 総合評価に関する事項

(1) 入札の評価に関する基準

本工事の総合評価に関する評価項目、評価基準及び加算点は、入札説明書 **別紙 2** 「評価項目、評価基準等」のとおりとする。

(2) 総合評価の方法

5 に示す競争参加資格要件を満たした者には標準点 100 点を与え、さらに、(1) により加算点（最大 30 点）を与える。

(3) 落札者の決定方法

入札参加者は「価格」と「企業の技術力」、「配置予定技術者」及び「地域貢献」をもって入札を行い、入札価格が当機構であらかじめ作成した予定価格の制限の範囲内である者のうち、(2) によって得られる標準点及び加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

評価値 = (標準点 + 加算点) / 入札価格

なお、評価値は小数点以下第一位を四捨五入する。また、評価値の最も高い者が 2 者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

8 入札手続等

(1) 設計図面及び現場説明書等の交付期間、場所及び方法

設計図面及び現場説明書等の交付を希望する場合は、別添の F A X 専用の交付申込書（末尾に添付）」を以下の期間に送信し申し込むこと。

※ 設計図面等の交付方法を、①、②から選択し、交付申込書の□を塗りつぶすこと。

① 設計図面・現場説明書の P D F データを C D に収録し無償交付

② 設計図面を機構内コピーセンターで有償印刷、現場説明書は P D F データを C D に収録し無償交付

なお、どちらの場合も宅配便着払いにて送付するので、送料は交付申込者の負担

とする。

工務検査部工務チームにてFAX受領後、購入申込書をコピーセンター受託業者「株式会社ブルーホップ」（以下「コピーセンター」という。）に回付した時点で、申込者とコピーセンターとの間で入札説明書等販売契約が成立するものとする。

コピーセンターは、FAX受領後、3営業日後（土曜日、日曜日及び祝日は営業日として数えない。）までに、入札説明書等が申込者に到着するように発送する。3営業日を過ぎても入札説明書等が到着しない場合は、工務検査部工務チームに電話にて確認すること。

なお、設計図面及び現場説明書等の交付に当たっては、②の設計図面を紙による有償交付を希望した場合には、代金については、設計図面及び現場説明書等に同封するコピーセンター発行の請求書により、銀行振込等にてコピーセンターに支払うものとする。

【受付期間、申込先、送信先、問合せ先】

受付期間：平成27年5月13日（水）から平成27年6月15日（月）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）を除く毎日、午前10時から午後5時（正午から午後1時までの間は除く。）まで

申込先：独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部
コピーセンター受託業者 株式会社ブルーホップ

送信先：FAX 03-5323-2408（工務チームのFAX番号）

問合せ先：東日本賃貸住宅本部 工務検査部工務チーム 電話 03-5323-2437

(2) 申請書の提出方法、期間及び場所

提出方法：申請書は電子入札システムで提出すること。（添付する書類は入札説明書の様式1の表紙1枚のみでよい。）ただし、やむを得ない事由により、発注者の承諾を得て紙入札による場合は、あらかじめ平成27年6月8日（月）までに10(1)に提出日時を電話連絡のうえ、申請書の提出期間内に持参又は提出期間内必着とする書留郵便による郵送とする。電送によるものは受け付けない。

（※）紙入札方式による手続きについて

10(1)に電話連絡の上、「紙入札方式参加承諾願」（「電子入札運用基準」の様式1）（返信先FAX番号を記載すること。）及び「紙入札業者入力票」（「電子入札運用基準」の様式2）をFAX（019-604-3028）にて提出し、発注者の承諾を得るものとする。

（電子入札運用基準<http://www.ur-net.go.jp/order/e-bid/index.html>参照。）

また、代表者から年間委任を受けた者のICカードにより電子入札システムを利用する場合、次の書類を提出することとする。

「年間委任状」（「電子入札運用基準」の様式3）及び受任者のICカードの企業情報登録画面を印刷したもの（「利用者情報」）。

提出期間：平成27年5月13日（水）から平成27年6月15日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後4時（ただし、正午から午後1時の間は除く。）まで

提出場所：岩手震災復興支援本部 総務企画部経理チーム（10(1)に同じ。）

(3) 資料及び単価見積書の提出方法、期間及び場所

提出方法：申請書の原本、資料及び単価見積書は、あらかじめ提出日時を提出する日時の3営業日前までに10(2)に電話連絡のうえ、内容を説明できる方が持参すること。郵送又は電送によるものは受け付けない。

なお、提出時には、提出資料について過不足や間違いがないか確認するのみのため、単価見積書や設計計画書の内容等について確認することは原則としてないものとする。

提出日には参考資料として本入札説明書を持参すること。

提出日時・場所：

<東京受付>

平成27年5月14日（木）から平成27年6月12日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時（ただし、正午から午後1時までの間は除く。）まで

東京都新宿区西新宿六丁目5番1号（新宿アイランドタワー17階）

独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部

工務検査部工務チーム 電話03-5323-2437

<盛岡受付>（受付最終日のみ、盛岡にて受け付けます。）

平成27年6月15日（月）の午前10時から午後5時（ただし、正午から午後1時までの間は除く。）まで

岩手県盛岡市中央通一丁目7番25号（朝日生命盛岡中央通ビル8階）

独立行政法人都市再生機構 岩手震災復興支援本部

(4) ヒアリングの日時、場所

ヒアリング開催日時については日程調整を行ったうえで、平成27年6月25日（木）頃に東日本賃貸住宅本部又は岩手震災復興支援本部にて行う。なお、ヒアリングにあたっては、単価見積書の内容及び根拠の説明をすることができる者が参加すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

① 入札の日時及び入札書の提出方法

日 時：平成27年7月30日（木）午前10時から正午まで

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式とする場合は、入札書の提出期限までに10(1)に持参又は同日同時刻必着での書留郵便による郵送とすること。（電送によるものは受け付けない。）

② 開札の日時及び場所

開札日時：平成27年7月31日（金）午前10時30分（予定）

開札場所：〒020-0021

岩手県盛岡市中央通一丁目7番25号（朝日生命盛岡中央通ビル6階）

独立行政法人都市再生機構 岩手震災復興支援本部 入札室

9 その他

(1) 契約書

「機構HP→入札・契約情報→入札心得、契約関係規程→入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について→工事請負契約書」を参照。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除

② 契約保証金 請負代金額の10分の1以上を納付。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。

(3) 支払条件

前金払50%以内、中間前金払又は部分払（どちらか一方を選択）及び完成払。ただし、低入札価格調査を受けた者に係る前払金については、工事請負契約第34条第1項中「10分の5」を「10分の2」に、第5項中「10分の5」を「10分の2」に、「10分の7」を「10分の4」に、第6項中「10分の6」を「10分の3」に、「10分の7」を「10分の4」に読み替えるものとする。

(4) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

(5) 申請書、資料及び単価見積書に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(6) 独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を

有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがありますので、ご了承ください。

- ① 公表の対象となる契約先
次のいずれにも該当する契約先
イ 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
ロ 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
 - ② 公表する情報
上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。
イ 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
ロ 当機構との間の取引高
ハ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
ニ 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
ニ 1者応札又は1者応募である場合はその旨
 - ③ 当方に提供していただく情報
イ 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
ロ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
 - ④ 公表日
契約締結日の翌日から起算して72日以内
- (7) 詳細は入札説明書による。

10 担当等

- (1) 入札・契約及び平成27・28年度の一般競争参加資格の認定に関すること
〒020-0021
岩手県盛岡市中央通一丁目7番25号（朝日生命盛岡中央通ビル8階）
独立行政法人都市再生機構 岩手震災復興支援本部
総務企画部 経理チーム 電話019-604-3027
- (2) 公募全般に関すること
〒163-1382
東京都新宿区西新宿六丁目5番1号（新宿アイランドタワー17階）
独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部
工務検査部 工務チーム 電話03-5323-2437
- (3) 設計内容、単価見積書に関すること
〒163-1382
東京都新宿区西新宿六丁目5番1号（新宿アイランドタワー17階）
独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部
設計部 復興住宅チーム 電話03-5323-2645

以上

FAX 申込書

(別添)

独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部

設計図面等交付申込書

申込日：平成 年 月 日

工 事 件 名		<small>まちかた おしやち</small> 大槌町町方地区（御社地）災害公営住宅建設工事
設計図面等の種類		※どちらかの□を塗りつぶして下さい。 <input type="checkbox"/> 設計図面及び現場説明書等をCDによる無償交付で申し込む。 <input type="checkbox"/> 設計図面を紙による有償交付、現場説明書をCDによる無償交付で申し込む。
申 込 者	会 社 名	
	住 所 (送 付 先)	〒 —
	担 当 部 署 名 担 当 者 氏 名 連 絡 先	電話番号 — — Email
そ の 他	特定の配送日を指定する場合等は、こちらにご記入ください。	

※図面等を平日正午までにお申込みの場合は、3営業日後までにお手元に到着する予定で発送いたします。

【申込先】独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部コピーセンター受託業者
株式会社ブルーホップ

【送信先】**F A X 0 3 - 5 3 2 3 - 2 4 0 8** (工務チームの FAX 番号)

【問合せ先】独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部 工務検査部 工務チーム
T E L 0 3 - 5 3 2 3 - 2 4 3 7 (担当：中野)

※ 図面等の交付は、建設会社に限らせていただきます。